



事務連絡  
2021年11月29日

## 「MEL 養殖認証における中間種苗の取り扱いについて」

MEL 認証機関  
公益社団法人日本水産資源保護協会

マリン・エコラベル・ジャパン協議会発出の「MEL 養殖認証における中間種苗の取り扱いについて（2021MEL10、2021年3月23日発行、2021年7月1日適用）」の概要等は以下の通りです。該当の中間魚を導入している場合はお知らせください。

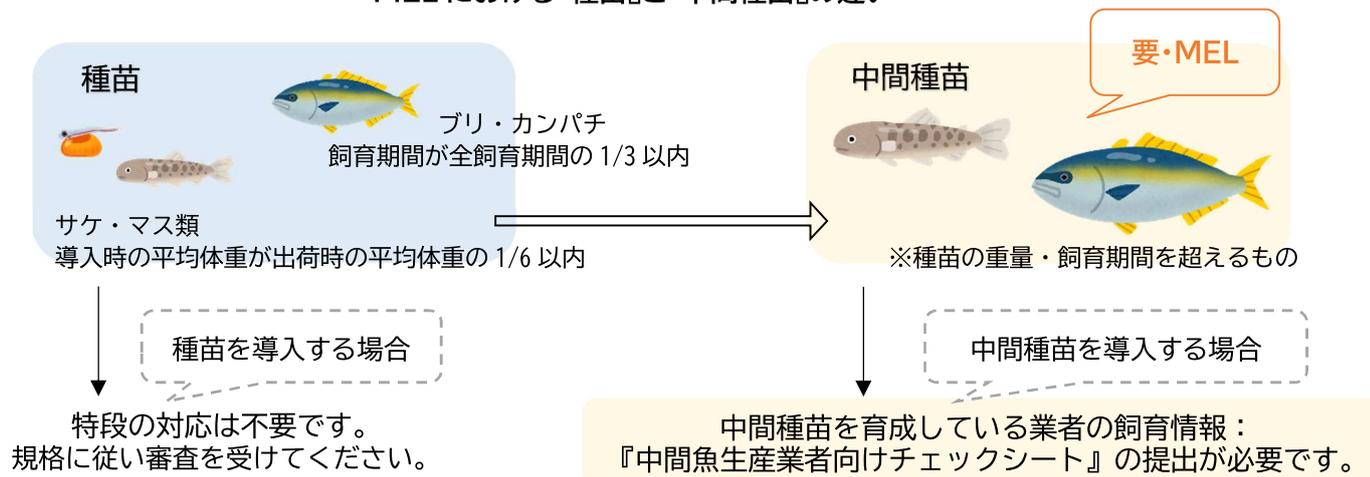
### <概要>

種苗に当てはまらない、大きな中間魚を導入している場合には、中間魚育成業者も MEL の取得が必要となります。

### <運用にあたり>

大きな中間魚を導入して MEL の養殖魚として出荷するためには、中間魚育成業者が MEL を取得するまでの措置として『【日水資】中間魚生産業者向けチェックシート』を審査時に提出する必要があります（MEL 養殖認証規格の 2.2.4A 項の監査証拠として主に使用します。）。

### MEL における『種苗』と『中間種苗』の違い



### <留意点>

ブリの場合、モジャコより大きな天然種苗を養殖用種苗として導入する場合はお知らせください。

○問い合わせ先○  
公益社団法人日本水産資源保護協会  
TEL：03-6680-4277 FAX：03-6680-4128  
E:mail：mel-info@fish-jfrca.jp